

総情発 0619 第 1 号
平成 29 年 6 月 19 日

内部部局課（室）長 殿

大臣官房総務課情報公開文書室長

行政機関個人情報保護法開示請求等の事務処理の手引の一部改正について（通知）

標記について、別添のとおり一部改正を行い、本日付けで施行することとしましたので、職員への周知をお願いします。

なお、施設等機関及び地方支分部局を所管する課（室）におかれましては、本改正についての周知をお願いします。

「行政機関個人情報保護法開示請求等の事務処理の手引」の改正について

1 改正の趣旨

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効率的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成 28 年法律第 51 号）の施行に伴い、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）の一部が改正されたこと等から、所要の整理を行うもの

2 改正の内容

- ① 行政機関個人情報保護法の一部改正に伴い、開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る不作為について、情報公開・個人情報保護審査会に対する諮問書（標準様式第 37 号）を追加すること。
- ② 個人情報ファイルの保有等に関する総務大臣に対する事前通知に関する様式（標準様式（総）第 1 号及び第 4 号）について、①を踏まえて整理を行うこと。
- ③ 行政機関個人情報保護法開示請求等の事務処理の手引（以下「事務処理手引き」という。）において引用する行政機関個人情報保護法及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 548 号）の規定について、条項ずれ等の整理を行うこと。
- ③ その他所要の整理を行うこと（資料 6 の 1 のウに⑥を追加）。

3 施行日

平成 29 年 6 月 19 日